船橋市地域保健事業支援員設置要綱

(設置)

第1条 船橋市が実施する地域保健事業を支援し、もって市民の健康の保持増進を図るため、 地域保健事業支援員(以下「支援員」という)を置く。

(職務)

第2条 支援員は、別表1に定める地域保健事業の運営及び事務を行うものとする。

(委嘱)

- 第3条 支援員は、以下に掲げる各号の要件に該当する者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 以下のいずれかの資格を有し、充分な知識を有すること。
 - ア 助産師

保健師助産師看護師法第3条に定める「助産師」の資格を有する者

イ 保健師

保健師助産師看護師法第2条に定める「保健師」の資格を有する者

ウ 看護師

保健師助産師看護師法第5条に定める「看護師」の資格を有する者

工 栄養士

栄養士法第1条第1項に定める「栄養士」の資格を有する者

才 歯科衛生士

歯科衛生士法第2条に定める「歯科衛生士」の資格を有する者

カ 心理相談員

公認心理師法第2条に定める「公認心理師」の資格を有する者又は公益財団法 人日本臨床心理士資格認定協会が認定した「臨床心理士」の資格を有する者

キ 保育士

児童福祉法第18条の4に定める「保育士」の資格を有する者

ク 視能訓練士

視能訓練士法第2条に定める「視能訓練士」の資格を有する者

ケ 健康運動指導士

公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定した「健康運動指導士」の資格 を有する者

(2) 職務を遂行できる健康な心身状態であること。

(任期)

- 第4条 支援員の任期は2年とする。ただし、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)他の支援員の委嘱期間中に新規に委嘱した者の任期終了日は、他の支援員の任期終了日をもって任期終了とする。
 - (2) 支援員は、これを再任することができる。

(報償金)

第5条 支援員の報償金は、別表2のとおりとし、稼働日数に応じて支給する。

(個人情報の保護)

- 第6条 支援員は業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げる事項 を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、減失及び改ざんを防止しなければならない。
 - (2) 業務目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
 - (3) 個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
 - (4) 業務を処理するために市から提供され又は支援員が作成又は取得した個人情報が記

録された文書等を、業務が終了したときは直ちに市に引き渡さなければならない。ただし、市が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

- (5) 業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (6) この条に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに市長に報告するとともに、 市長の指示に従うものとする。
- (7) 支援員は、支援員の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、 市長又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。

(情報資産の保護)

- 第7条 支援員は業務を履行するにあたり、船橋市情報資産の保護及び管理に関する規定及び 船橋市情報セキュリティ対策基準並びに市長等が定めた情報セキュリティ実施手順等 (以下「情報セキュリティポリシー等」という。)を遵守しなければならない。
 - 2 支援員が情報セキュリティポリシー等を遵守しなかったことにより、重要な情報資産 の漏えい又は破損する等、市長又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うこと とする。

(委嘱の解職)

- 第8条 支援員が次の各号に該当する場合は、当該支援員の委嘱を解職することができる。
 - (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
 - (3) 市が、支援員としてふさわしくないと認めたとき。

(公務上の災害補償)

第9条 支援員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常 勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じ て補償する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

職種	業務内容
助産師	幼児健康診査・乳児健康相談・パパママ教室・産前産後サポート事業
保健師	幼児健康診査・乳児健康相談
看護師	健康相談
栄養士	幼児健康診査・健康講座
歯科衛生士	幼児健康診査・フッ化物塗布事業・高齢者のよい歯のコンクール
心理相談員	幼児健康診査・子育て相談・幼児健康診査事後フォロー教室
保育士	幼児健康診査事後フォロー教室
視能訓練士	幼児健康診査
健康運動指導士	健康講座・運動教室・健康教育

別表 2

職種	半日	1 日	1 回
助産師(パパママ教室・産前産後サポート事業)	8,000円	15,000円	_
助産師(上記以外)	5,700円	11,300円	
保健師	5,700円	11,300円	
看護師	5,700円	1	
栄養士	5,700円	11,300円	
歯科衛生士	5,700円	11,300円	
心理相談員	11,100円	22,200円	
保育士	5,700円	l	l
視能訓練士	9,000円	l	l
健康運動指導士	_	_	9,000円